



清らかな槻川を保全するため 『合併処理浄化槽』へ切り替えを検討してみませんか？

現在、河川や海などの水質汚染が社会問題となっています。その主な原因は、台所や風呂場等から排出される生活排水だと言われています。

汲み取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを行い、快適で文化的な生活を確保するとともに将来を見据え河川等の水質汚濁を防止しましょう。

東秩父村では、平成14年に生活排水重点地域の指定を受け、ご家庭に代わり村が合併処理浄化槽を設置し、維持・管理を行う事業を推進しています。設置基準額の1割と維持管理費を家庭でご負担いただくこととなりますが、槻川の上流域の水質を清浄な状態に保全し、将来に継承していくためにご理解とご協力をお願いいたします。

◎市町村設置型合併処理浄化槽の特徴

○短期間で設置

通常、浄化槽本体工事のみの場合は約1週間という短期間で設置できます。

○村が設置

村が設置し、貸し出す方法をとりますので、設置費や維持費の負担が少ないです。

○工事に伴う自己負担金額

専用住宅 (別荘を含む)	5人槽(標準仕様)	102,000円
	7人槽(標準仕様)	113,400円
	10人槽(標準仕様)	138,000円

※浄化槽上を駐車場等として使用する場合には、耐荷重仕様となり、金額が異なりますので問合せください。

◎人槽区分の算定(専用住宅の場合の参考例)

建築基準法による区分 使用予定世帯員数	延べ床面積 130㎡未満	延べ床面積 130㎡以上	二世帯住宅 (台所及び浴室 が2ヶ所以上)
4人まで	5人槽	7人槽	10人槽
5人	7人槽	7人槽	10人槽
6人以上	10人槽	10人槽	10人槽

※工事に伴う負担金とは別に配管に伴う工事費及び撤去費がかかりますが、単独槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合には、配管費に對し上限20万円、単独槽および汲み取り槽撤去費に對し上限10万円の補助金を支給できます。

◎維持管理費

専用住宅(別荘を含む)10人槽以下の場合

浄化槽使用料…2,600円(月額)

汚泥清掃料…汲取り汚泥10ℓにつき105円(随時)

※清掃はおおむね1年に1回です。

浄化槽修繕時に清掃が必要な場合があります。その際、浄化槽本体の修繕費用は原則村負担ですが、清掃費用については、年度内に清掃実施済みか否かで判断します。既に清掃実施済みの場合は村負担、清掃未実施の場合は使用者様のご負担となります。

問合せ 建設課 浄化槽担当 ☎82-1222



役場庁舎の電話設備工事 のお知らせ

下記の日時において、役場庁舎の電話設備工事を行います。

○日時 4月10日(土) 8時30分頃～午後5時頃

○注意 各課の番号には、電話が繋がらない場合がありますので、その際は役場代表電話(☎82-1221)へお問い合わせください。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



東秩父村地域応援商品券(第二弾) を配布します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と事業者の事業継続および売上拡大を図るとともに住民の収入減収などによる生活支援を目的として、東秩父村地域応援商品券(第二弾)を配布します。

対象者 令和3年4月1日時点で東秩父村に住民票を有している方

支給額 1人あたり1万円分の商品券
(500円×20枚綴り)

使用期間 令和3年5月1日～12月31日

※使用可能店舗は商品券発送時に同封されている取扱加盟店一覧表をご確認ください。

※前回配布した、使用期間が令和2年9月1日～令和3年2月28日までの商品券はご使用いただけません。

配布方法 世帯主あてに簡易書留にて発送

※令和3年4月1日～12月31日の出生者は、産業観光課までお申し出いただければ、別途配布いたします。

※商品券は4月中旬頃より順次発送予定ですが、郵送状況により到着が5月1日を過ぎる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ 産業観光課 ☎82-1223



東秩父村地域応援商品券(第二弾) 取扱加盟店を募集します

『東秩父村地域応援商品券(第二弾)』を利用できる村内事業者を募集します。

加盟資格 東秩父村内に店舗、事業所等を有する事業者

申込期間 令和3年4月5日(月)～4月19日(月)
※期日までの登録で商品券配布時に同封する加盟店一覧に掲載されます。

申込方法 役場配布および東秩父村役場ホームページ掲載の『取扱加盟店募集要領』をご確認の上『取扱加盟店申請書』に必要事項を記入して、産業観光課窓口または郵送にて提出してください。

提出先 〒355-0393

東秩父村大字御堂634番地

東秩父村役場 産業観光課 商工観光担当あて

問合せ 産業観光課 ☎82-1223



国民年金保険料学生納付特例制度 のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(就業年限1年以上である過程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得のめやす】118万円+{扶養親族等の数×38万円}

学生納付特例の承認期間は4月(または20歳誕生月)から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226